

平成28年9月1日

くるみん認定通知書交付式を実施しました！

(基準適合一般事業主認定)

社会福祉法人針尾福祉会

(所在地：佐世保市 業種：医療・福祉業)

長崎労働局(局長 大塚 崇史)は、次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づき、平成28年8月18日に「社会福祉法人針尾福祉会」(理事長 古峨 正人)を子育てサポート企業として認定(くるみん認定)しました。



社会福祉法人針生福祉会

針生保育園園長
古峨 様

理事長
古峨 様

大庭 雇用環境・均等室長

大塚 長崎労働局長

社会福祉法人針尾福社会の取組の概要

認定企業（社会福祉法人針尾福社会）の概要

所在地 佐世保市
労働者数 181人（男性9人、女性172人）
事業内容 医療福祉業

行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成26年4月1日～平成28年3月31日）

- 1 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする
- 2 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業及び育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

企業からの一言

行動計画策定に当たって工夫した点

法人内の施設長会議において説明を行い、各施設長より職員に周知を行いました。

行動計画策定・実施の効果

子の急な体調不良が起こった時に、看護休暇を取得し、有効に使うことができたとの喜びの声があった。年次有給休暇についても、周知したことにより取得率が増加しています。

子の看護休暇を取得した男性従業員の声

看護休暇の有効利用により、心にゆとりができ、妻とも協力して子育てをしています。子の看護をとおして親としての責任をより大切に感じるようになりました。看護休暇の取組に心より感謝しております。

子の看護休暇を取得した男性従業員の上司の声

全国的に保育士不足が大きな問題として取り上げられる中、法人全体で働きやすい職場環境に取り組んでいます。職員各々でお互いを支え合う意識や姿勢が、今後もより浸透するよう共通理解を深めていきたいと思えます。

* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

* 次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・ 旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

・ 新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

* 次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074918.pdf>

* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、
長崎労働局雇用環境・均等室 電話 095(801)0050

